

大正大学社会福祉学会『鴨台社会福祉学論集』

査 読 規 程

1. 大正大学社会福祉学会（以下、学会）の学会誌『鴨台社会福祉学論集』査読規定（以下、査読規定）は、「大正大学社会福祉研究室ホームページ」に公開する。
2. 査読の手順は、以下のよう定める。
 - ① 投稿論文の著者（以下、投稿者）は、投稿論文と指定された情報を、郵送またはメールで委員会事務局（以下、学会事務局）宛てに送付する。
 - ② 学会事務局は、投稿者に対して、受稿の通知を出す。
 - ③ 『鴨台社会福祉学論集』編集委員長（以下、編集委員長）は、担当査読委員2名を決定し、投稿論文等審査資料を担当査読委員に送付する。
 - ④ 担当査読委員は、査読の権限と判断のもとに決定する。
 - ⑤ 編集委員長は、査読体制（編集委員と査読委員）を構成して編集委員会に報告する。
 - ⑥ 査読委員は、審査資料受領後3週間以内に、査読システムの所定の手順に従って、「評価」と「投稿者へのコメント」を編集委員長に提出する。なお、査読委員による審査結果を「評価」と呼び、編集委員会による審査結果を「判定」とする。
 - ⑦ 編集委員会は、査読委員の評価とコメントが届いてから1週間以内に、査読システムの所定の手順に従って、「判定」と「編集委員会へのコメント」「投稿者への総合コメント」を学会事務局に提出する。
 - ⑧ 担当編集委員および査読委員は、論文の審査を以下の4段階で行う。
 - A そのまま掲載可
 - B 修正の上、掲載可（修正結果については編集委員会で決定）
 - C 修正の上、再査読
 - D 掲載不可
 - ⑨ 編集委員会は、2名の査読委員の評価が一致するときには、原則として、その評価に従う。一致しないときには、編集の規程等に定める手順に従って処理する。または、査読委員が投稿カテゴリーの変更を提案した場合、最終的な判断は、編集委員会が行う。
 - ⑩ B判定の修正稿は、担当査読委員が投稿者に依頼して修正稿に対するコメントを求める。
 - ⑪ 編集委員長は、査読の判定結果を確認し、必要に応じて編集委員会で協議する。
 - ⑫ 学会事務局は、編集委員会の承認を経て、編集委員会の「判定結果」、「投稿者への総合コメント」、「評価結果」、「投稿者へのコメント」を投稿者に開示する。その際、査読者の名前は投稿者に示さない。

- ⑬ 以後の査読において査読委員が交代する場合、あるいは第三査読者を選定する必要がある場合は、編集委員長の了承を得て学会事務局がその旨を投稿者に伝える。
- ⑭ 編集委員および査読委員は、査読システム内において関わる評価、判定、各種コメント、査読の進捗状況等を確認することができる。

3. 査読の期限は、以下のように定める。

- ① 査読期限については、1週間前に締め切り期限の予告メールを査読委員に通知する。
- ② 査読期限までに査読結果を出せない場合、査読委員は早急に編集委員長に相談する。
- ③ 編集委員長は、査読の進行に注意し、督促その他の連絡をする。
- ④ 査読が長引き初回の査読依頼から1ヶ月経過しても査読報告がない場合、査読委員を交替させることがある。

4. 投稿者は、編集委員会へ査読結果に対する異議申立てを行うことができる。

5. 査読委員は、編集委員会が会員から選定する。ただし、編集委員会が必要と認めた場合、査読委員を会員でないものから選ぶことができる。

6. 同じ投稿者の査読は、基本的に同一の査読委員が行う。投稿カテゴリーを変更して再投稿された場合も、最初に担当した査読委員が査読を行う。ただし、査読委員の申し出や編集委員会の判断により、査読委員を交代することがある。

付則 1. この規程は、2021年10月1日より施行する。